

平成29年3月15日

◎明神委員長 ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。（13時0分開会）

《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 それでは、読まさせていただきます。

商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第8号議案、第11号議案から第16号議案、第23号議案、第30号議案から第33号議案、第53号議案、第59号議案、第60号議案、第61号議案、議発第1号議案、以上18件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、「IoT推進事業費」について、執行部から、本年度第1次産業において課題の抽出を行っているIoT活用プロジェクトを対象に、課題解決につながるシステムを構築するための専門家の派遣や人材育成などを行う経費である、との説明がありました。

委員から、第1次産業でIoTを活用していくための課題は、具体的にどのようなものがあったのか、との質疑がありました。

執行部からは、農業については、今後の作業指示などにIoTを活用するために、これまでの作業状況などをデータ化する必要があることや、農林水産業全般を通して、長年の経験と勘に頼ってきたことがデータとしてほとんど蓄積されていないことがわかった、との答弁がありました。

別の委員から、県が進めるIoTの活用には、中山間地域の課題解決とビジネスとしてIoT産業の振興の両面があると思うが、どちらにウエートをおいているのか、との質疑がありました。

執行部からは、本県の抱える少子高齢化、人口減少、また中山間地域の課題に対し、IoT技術を使い、解決を図っていくことが、県民の生活を守ることにつながり、さらに、その結果としてIoT技術を活用したシステムがビジネスとして展開していくものと考えている、との答弁がありました。

次に、「中山間地域等商業振興事業費補助金」について、執行部から、中山間地域では商店の減少が進み、地域住民の利便性が確保されていない状況にあることから、地域で商業の活性化を進めるグループの新たな取り組みを支援するものである、との説明がありました。

委員から、中山間地域の商店街が、ますます困難に直面している中で、チャレンジショップなどの支援事業とあわせて、地域の商店街全体を支えていくことが必要ではないか、との質疑がありました。

執行部からは、地域のリーダーを発掘し、商店街の戦略を立て、取り組みを進めていくことが重要だと考えている。このため、空き店舗対策を初めチャレンジショップや店舗の魅力向上の事業など、戦略に沿った効果的な支援を行っていききたい、との答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、「薬用作物指導力強化促進事業費」について、執行部から、中山間地域の有利品目として定着しているミシマサイコなどの薬用作物の安定生産と農家所得の向上を図るため、薬用作物の専門指導員を配置する経費である、との説明がありました。

委員から、ミシマサイコの生産にあたってはどういった課題があるのか、との質疑がありました。

執行部からは、ミシマサイコは、冬場の厳寒期の収穫、水洗いの作業や夏場の除草作業があり、非常に労力がかかる。また、人を雇用して栽培面積を拡大するには10アール当たり30キロ以上の生産量を上げる必要があることから、規模拡大が困難な実態があり、現状は栽培面積が一時期の約30ヘクタールから26ヘクタールまで減っている。一方で、30キロ以上の生産量を上げる農家の比率がふえてきている、との答弁がありました。

別の委員から、ミシマサイコの生産性が越知町以外の地域は低いという状況があるが、専門指導員の役割をどう考えているのか、との質疑がありました。

執行部からは、専門指導員には県内の生産の状況や篤農家の技術などを勉強してより専門性を高めてもらい、県内を巡回指導することにより、県全体の収量増の牽引役となってもらうことを考えている、との答弁がありました。

次に、「防除技術普及事業費」について、執行部から、害虫については、農薬の代わりに天敵昆虫を利用するIPM技術により、省力的な防除が定着してきているが、病害防除については、殺菌剤の散布が必要なことから省力的な防除技術の開発が求められている。このため、公的機関である日本植物防疫協会に農薬の登録試験を委託する経費である、との説明がありました。

委員から、ナスのすすかび病の発生面積が天敵昆虫導入前よりふえている要因は何か、

また、今回新たに日本植物防疫協会に委託することとなった経緯と、農薬登録試験のスケジュールはどうか、との質疑がありました。

執行部からは、殺虫剤と合わせて殺菌剤を使用していたが、天敵昆虫の使用により、殺虫剤を散布しなくなったことから、殺菌剤の散布量も減ってきて、ナスのすすかび病などの病気が発生するようになったという背景がある。このため、殺菌剤についても省力的な病害防除技術と農薬の登録が必要である。こういった技術や農薬の開発は、従来農薬メーカーが多くの時間と費用をかけて行っていることから、本県が日本で初めて、日本植物防疫協会に環境にやさしく省力的に防除できる農薬の登録試験を委託しようとするもので、そのスケジュールは1年から3年と考えている、との答弁がありました。

つぎに、林業振興・環境部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、「CLT等輸出検討委託料」について、執行部から、今後、木材利用の拡大が期待できる東アジアにCLTを含む県産材の輸出を進めるため、現地のモデル建築における活用や展示会などを通じて、建築流通に関する調査を委託するものである、との説明がありました。

委員から、CLTの輸出に関してどのように取り組んでいくのか、との質疑がありました。

執行部からは、台湾が日本と同じ地震国であり、建築物についての安心安全の意識が高いことから、台湾での建築コスト、流通などの課題を探り、見つかった課題の解決を図りながら輸出に向けて取り組みたい、との答弁がありました。

別の委員から、台湾は湿度が非常に高く、木材の害虫による被害が起きやすいという話を聞くので、防虫加工をしっかりとして輸出するように、との意見がありました。

次に、「牧野植物園磨き上げ整備事業費」について、執行部から、平成30年度の秋のオープンに向けた施設整備や夜の植物園を定期開催するための照明設備に係る測量設計、また、県外、国外からの誘客を強化するための事業戦略策定などに係る経費である、との説明がありました。

委員から、施設整備に当たっては、障害者の方の視点に立ったものとなるのか、との質疑がありました。

執行部からは、磨き上げ整備検討委員会のメンバーである子育てサークルや社会福祉団体などの委員の意見も伺ったうえで、障害者の方も利用しやすい施設となるよう整備したい、との答弁がありました。

次に、第59号議案「県有財産（高知県自然保護基金に属する土地）の処分に関する議案」について、執行部から、高知県自然保護基金により取得した足摺宇和海国立公園内の土地について、土佐清水市が竜串野営場公園として整備・管理することにより、すぐれた自然の保護及び利用増進に効果があると認められることから、高知県自然保護基金条例第

4条の第2項の規定により、土佐清水市への無償譲渡について、県議会の議決を求めるものである、との説明がありました。

委員から、譲渡後の状況をどのように把握していくのか、との質疑がありました。

執行部から、譲渡契約の条項に、土佐清水市から毎年、利用客数や総経費の状況などの報告を求めることを盛り込む、との答弁がありました。

つぎに、議発第1号「高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例議案」について、提出委員より、全国有数の森林県として、県土を保全し、森林の自然的、経済的恩恵を後世に継承していくとともに、林業関係者や行政はもとより、県民が一体となって、県産木材の供給及び利用を促進するために、この条例議案を提案するとの説明がありました。

つづいて執行部から、この条例は、川上から川下までの総合的な取り組みを進めるものとなっており、県が進める産業振興計画の林業分野での取り組みの方向性を導くとともに、今後の県の取り組みを推進する上でのよりどころとなるものであると考えている。また、県の責務や県民、木材産業事業者などの役割が明示されており、官民協働で木材産業の振興に取り組んでいこうとする動きが活発化していくものと思われることから、大変有意義な条例であると考えている、との意見がありました。

委員から、この条例に関して県民に対してどのように啓蒙活動をしていくのか、との質疑がありました。

執行部からは、関係団体への周知はもとより、県のホームページや広報紙を活用して、県民、事業者等に広くお知らせをしていきたい、との答弁がありました。

別の委員から、全国でのこのような条例の制定状況はどうか、との質疑がありました。

提出委員及び執行部から、この条例は、川上から川下までの総合的な取り組みを盛り込んでいるものであり、全国的には珍しく、4県が木材の利用に重点を置いた条例を制定している、との答弁がありました。

つぎに、水産振興部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち、「水産加工施設等整備事業費補助金」について、執行部から、水産業クラスターの核となる水産加工施設を整備する民間企業を対象にした新たな支援制度を創設するものである、との説明がありました。

委員から、支援制度の中の雇用に関する部分は、正規か非正規かについて明記されていないが、不安定な非正規雇用ではなく、正規雇用でできるだけ雇ってもらうことが必要であると考えがどうか、との質疑がありました。

執行部からは、水産加工業者に対して、できるだけ多くの従業者を正規職員として雇用していただけるようお願いしていく、との答弁がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

◎明神委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 9 ページの中段のいわゆるバリアフリーの視点に立ったものになるかどうかに対して、子育てサークルや社会福祉団体の委員の意見も伺った上でということで、それだけじゃなく、もっと広い視点でいろんな障害の種別もあるからということをごちから申し添えて、それに対しての答えみたいなのはなかったですかね。

◎ そうして行きますっていう答えがあったと思う。

◎ だから、これだけの対応じゃないがじゃないかなと。初めはこれの対応やったけど。

◎ それ調べて、もしあれやったら正副で、もう。

◎ 最初、肢体ということを書いていましたけれど、あとその他の聴覚とか視覚とかという意見だということ。

◎ そこで向こうもそんなことも含めてということを使うと思うんで、それを整理して、加えてもろうたらありがたいです。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

ただいま協議していただきました文案につきまして、一部の修正につきましては正副委員長に任せていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議ないと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 次に、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにご異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

次に、出先機関の業務概要調査についてであります。

12月定例会でいただきました御意見をもとに、平成29年度出先機関等調査の日程(案)を作成しましたので、お手元にお配りしております。

県の出先機関のほか、今年度に引き続き園芸流通センター、平成29年度に新たに水産試験場古満目分場、高知県広域食肉センター、四万十市営食肉センター、林業関係の企業1社、これは株式会社正和木材であります。県工業会関係の企業2社、株式会社トリムエレクトリックマシナリー、株式会社特殊製鋼所の現地視察を予定しております。

また、エコサイクルセンターについては隔年で現地視察を行うこととなっておりますが、火災の問題も起きましたことから、来年度も視察することにしております。

なお、出先機関等の調査の時期に高知県工業会との懇親会を行う予定で、日程については来年度調整することにしております。

それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

《 日程について協議 》

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

それでは、ただいま出た意見につきましては、調整して、また申し送ることといたします。

よって、さよう決定したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 さよう決定いたしました。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様、そして事務局の皆様には、この1年、適時適切な御指導、御支援を賜りまして、おかげさまで委員長としての大役を果たすことができました。ここに、賜りました皆様方の御厚情に対しまして深く感謝を申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎久保副委員長 副委員長として、特段して皆様のお役に立つことも、それほどなかったと思いますけれども、委員長ともども、先ほど委員長が申しましたように、皆様のお力をおもちましてこの委員会無事に今年度終了しました。また、来年度になりましてもよろしくお願いします。

◎明神委員長 これで委員会を閉会します。

(13時24分閉会)